



市職員の給与を公表

☎ 総務課 ☎ 055-948-1411

市職員の給与は、地方公務員法に基づき、『伊豆の国市職員の給与に関する条例』により定められています。これらに定められていない給料や手当は支給されません。また、条例の制定・改正・廃止には、市議会の議決が必要です。

●職員数 (各年4月1日現在) ※再任用短時間勤務職員を除く

	職員数					
	合計	会計別		給料表別		
		普通会計	特別会計	行政職給料表(甲)	行政職給料表(乙)	技能労務職給料表
平成30年度	394人	365人	29人	388人	3人	3人
令和元年度	399人	369人	30人	393人	3人	3人

●特別職の給与等 (平成31年4月1日現在)

区分	月額	期末手当	
		6月期	12月期
市長	800,000円	2.225月分	2.225月分
副市長	660,000円	2.225月分	2.225月分
教育長	600,000円	2.225月分	2.225月分
議長	363,000円	2.025月分	2.025月分
副議長	324,000円	2.025月分	2.025月分
議員	300,000円	2.025月分	2.025月分

●一般職の給与等の状況

〈1〉人件費の状況

(平成30年度普通会計決算)

歳出額 (A)	190億6,702万円
人件費率 (B/A)	14.9%
人件費 (B)	28億4,930万円

〈2〉職員給与費の状況 (平成30年度普通会計決算)

職員数 (A)	給与費			1人当たり給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末勤勉手当	
371人	13億3,073万円	1億9,676万円	5億2,171万円	20億4,920万円

※職員手当には退職手当負担金は含みません。
※職員数および給与費には、再任用短時間勤務職員(6人)を含みます。

〈3〉職員の平均給料額、平均給与月額、平均年齢の状況 (平成31年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	318,748円	377,623円	43.1歳
教育職	269,690円	286,053円	35.1歳
技能労務職	277,000円	279,200円	57.0歳

※平均給与月額とは、給料および職員手当(扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当など)の合計です。

〈4〉初任給の状況 (国と同基準) (平成31年4月1日現在)

区分	伊豆の国市
一般	大学卒 180,700円
行政職	短大卒 161,300円
	高校卒 148,600円

●職員の諸手当 (平成31年4月1日現在)

期末・勤勉手当の状況 (国と同基準)

区分	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.3月分	0.925月分	2.225月分
12月期	1.3月分	0.925月分	2.225月分
計	2.6月分	1.85月分	4.45月分

●勤務の状況

〈1〉勤務時間の状況 (平成31年4月1日現在)

勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
7時間45分	8:30	17:15	12:00~13:00

※毎週木曜日の窓口業務は19:00までの勤務

〈2〉年次有給休暇の取得状況 (平成30年)

区分	平均取得日数	消化率
市長部局等	11.7日	30.0%
教育委員会	8.3日	21.1%

伊豆の国市有地活用公募型プロポーザル

「浮橋温泉」を売却します!

☎ 地域づくり推進課 ☎ 055-948-1412

市では、浮橋温泉を活用し新たな活力を創出するため、創意工夫のノウハウをもつ民間事業者などの柔軟な発想・企画による提案を募り、公募型プロポーザル方式により、温泉・用地の活用を行う個人または法人などを募集します。

●売却物件詳細

所在地/伊豆の国市浮橋

字奥田平1151番3

登記面積/306㎡

登記地目/山林

現況地目/雑種地(鉱泉地を含む)

都市計画区域/都市計画区域内

(市街化調整区域)

※原則、建築物の建築はできません。

●買受人決定方法

公募型プロポーザルを実施し、その最優秀提案者を買受人に決定します。

●最低売却額

182,000円

●売却条件/有効活用の考え方

①浮橋地区の地域活性化に資することにも、周辺環境に十分配慮すること。
②浮橋温泉を活用し、地域に対して温泉の配湯を実施するとともに、温泉を活用した地域活性化などが期待できること。ただし、現在、温泉揚湯ポンプが故障していることを踏ま

え、活用を立案すること。

③現在の施設に係る修繕費は、提案者の負担とし、市では一切負担しない。

④風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業及び暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所

●スケジュール

1月31日 応募受付開始
2月21日 応募締切
2月28日 企画提案書締切
3月10日 審査(最優秀提案者の決定)
3月中旬 買受申込書の受理
3月下旬 売買契約/所有権移転登記・温泉の所有者変更

●応募方法

市HPまたは地域づくり推進課で入手できる専用の申込用紙を使って、2月21日(金)までに申し込みください。※現地説明会や物件説明会などは行いません。応募する前に、現地の状況などをあらかじめご確認ください。※審査では、購入価格や事業計画などをもとに、最も相応しいと認められる事業者などを買受人として選定します。この趣旨を理解のうえ、ご応募ください。

